

第4回福岡市バリアフリー整備研究会

議 事 録

日 時：平成 26 年 8 月 21 日 15：00～17：00

場 所：福岡ビル 9階 第5ホール

出 席：竹下 輝和（会長） 九州大学 名誉教授
村上 良知 熊本県立大学 名誉教授
外井 哲志 九州大学大学院工学研究院 准教授
佐藤 優（副会長） 九州大学 副学長・芸術工学研究院 教授
定村 俊満 NPO 法人 FUKUOKA デザインリーグ 副理事長
山田 敏夫 公益社団法人日本視能訓練士協会 健診業務委員会 委員長
松野 浩二 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団心身障がい福祉センター
岡田 正義 NPO 法人福岡市障害者関係団体協議会
木内 潤子 公益社団法人福岡市老人クラブ連合会 副会長

事務局：高木 三郎 保健福祉局総務部政策推進課長
堀 誠一 保健福祉局総務部政策推進課バリアフリー推進係長
福島 圭奈子 保健福祉局総務部政策推進課バリアフリー推進係

バリアフリー整備検討会関係部署

財政局技術監理部技術監理課、同アセットマネジメント推進部設備課／住宅都市局住宅部住宅計画課、同住宅部住宅建設課、同建築指導部建築審査課、同建築指導部開発・建築調整課、同みどりのまち推進部みどり整備課／道路下水道局管理部道路管理課、同計画部計画調整課／港湾局建設部維持課、同施設課／南区地域整備部地域整備課、維持管理課／交通局施設部施設課

会議次第

1.開会

2.議題

- (1) 施設整備マニュアル改訂（案）について
- (2) 施設利用者へのヒアリングなどの実施について
〈施設管理者向けバリアフリー改修の手引（仮称）作成に向けて〉

3.その他

4.閉会

【議事要旨】

議事(1) 施設整備マニュアル改訂（案）について

- 会 長 : 議題 1 について、事務局から資料 1 マニュアル改訂の主な内容及び資料 2 施設整備マニュアル改訂案の 25 ページまでについて説明をお願いします。
- 事務局 : [資料 1 及び 2 の説明]
- 会 長 : ご質問等はないか。
- 各委員 : 特になし。
- 会 長 : 続いて、資料 2 施設設備マニュアル改訂案の 26 ページ以降の説明をお願いします。
- 事務局 : [資料 2 の説明]
- 会 長 : 前回の研究会後、精力的に庁内調整等、改訂作業を進めており、また、委員の皆様も調整に携わっており、レベルの高いマニュアルになっていると思う。
: 何かご質問等はないか。
- 委 員 : 21 ページ図中の“視点”“自操”、や 22 ページの“4 輪”など誤字、脱字がある。
22 ページに電動車いす（四輪）をその他の車いすとして紹介しているが、20 ページに載っているものなので、その他の車いすとして紹介するのはおかしい。
- 事務局 : ご指摘を踏まえ、その他の車いすを掲載できるよう構成も含めて検討したい。
- 会 長 : 今回の改訂ではいくつかの、図版などが変わっているのか。
- 事務局 : 図を追加したり、着色を変更などしてわかりやすくした図版がいくつかある。
- 会 長 : 製本段階の話だと思うが、表紙は帯の色を変更するのみか。
- 事務局 : 帯の色については、初版は青、第 1 回改訂は黄色、第 2 回改訂はピンク色となっている。今回の改訂でも同様に帯の色を変えて改訂版であることが分かるようにしたい。
事務局としては、新しい帯の色は緑色を第一候補として考えている。
- 会 長 : 表紙上部の帯は太くするなど目立つようにしてもよい。
- 委 員 : 帯の上下で色の濃さを替えているが、薄い方の色をもう少し濃くすればより目立つのではないだろうか。

- 委員 : 斜めストライプの帯にしても目立つかもしれない。
- 委員 : もう少しコントラストがつけばよいということだろう。
- 会長 : 内部の色は青と黒の二色刷りのままとなるのだろうか。
- 事務局 : そのように考えている。なお、技術的資料では一部カラーのページとする予定である。
- 会長 : 内容について。まずは建築物について何かご意見等はないか。
- 各委員 : 特になし
- 会長 : 続いて交通機関の施設についてご意見等ないか。
- 各委員 : 特になし。
- 会長 : 続いて公園についてご意見等ないか。
- 各委員 : 特になし。
- 会長 : 続いて道路についてご意見等ないか。
- 委員 : 244 ページの「案内標識の高さ (直立タイプの例)」について、文中に「210cm の位置に」とあるが、図中の i マークの高さは 1950 mm となっている。誤解を生まないよう、図中の i マークを削除した方がよい。また、車いす使用者と一般の人の視点の高さを記載した方がわかりやすい。276 ページも同様。
- 委員 : 244 ページの総合案内標識の「i マーク」の表示高さについて、標準セットの例では 2400 mm の位置となっているが、屋内外や天井高によっては表示できる高さが異なることから、不要な誤解を生まないよう、文中の高さ 210cm は記載を削除し、高い位置に掲載する旨の記載の方がよいだろう。
- 委員 : マニュアル全般に共通するが、整備箇所の扉表紙の青地と白文字の輝度比をもっと確保すれば視認性が高まって良い。現行のマニュアルと同じ程度ならよい。
- 事務局 : 製本時には現行のマニュアルと同等の輝度比を確保する。
- 委員 : 276 ページの図中の通常視野の記載について。通常、視野はもっと広い。上が 60°、下が 70° 程度あると言われている。しかし、国土交通省が出典ならば仕方ないだろう。
- 事務局 : 図については、都市景観室が作成している図と統一化を図っている。
- 委員 : 国土交通省の表現よりも学会用語に従った方がよい。
- 委員 : 実際は、視野角 20° 程度ではないだろうか。通常視野ではなく、「視野」と表記すれば問題ないのではないだろう。
- 事務局 : ご指摘の通り修正する。
- 委員 : 階段の手すりの形状に波型のものがあり、何がふさわしいのか判断しにくいものについては、未だ賛否両論ある。自分でも何がふさわしいか判断できていない。

- 事務局 : 波型手すりは前回の委員会で掲載しないこととなった。
委員 : 掲載しないことになった経緯を記録として残しておいてもらいたい。
- 会長 : 続いて、資料 2-2 コラム見直し案、2-3 技術的資料見直し及び巻末構成案について説明をお願いします。
事務局 : [資料 2-2、2-3 の説明]
会長 : 何かご質問等はないか。
- 委員 : 316 ページの表示のルールについて、国の指針では、文字の大きさは視力 0.5 に対応させること、英文は日本語の 3/5 の大きさとするのが定められたが、福岡市では現実性を考慮し、視力 0.7 に対応させること、英文は日本語の 2/5 の大きさを基準とするように検討している。これは、視力 0.5 に対応させると、文字サイズが大きくなり限られた通路幅や天井高などを考慮すると案内標識を設置することが不可能となるためである。また、英文と日本語の大きさであるが、福岡市が国際化を推進するため、早くから 4 か国語を併記するとしており、国の基準である日本語の 3/5 では、4 か国語を併記するのは到底難しい。また、日本語と英文の大きさの差があまりなく、情報としての機能が乏しくなると考え、2/5 が限界であると判断したためだ。そこで、316 ページからの文中に、「本市の都市サインでは、国際化を推進し、」とし「英語、中国語、韓国語、数字の書体は次のものを使用する」という文章にしてもらいたい。合わせて 206 ページの標識類についても、316 ページの内容に準拠したものとしてもらいたい。
- 事務局 : 指摘の通り対応する。
- 委員 : 50 ページ「ロービジョン者について」に、“監修”とあるが、他のページと表現を合わせ、参考や出典とした方が良い。
事務局 : 指摘の通り、他のページと表現を合わせる。
- 委員 : 本文中のフォントや行間が統一されていない場所がある。
会長 : 印刷・製本の段階で気を付けてもらいたい。
委員 : 技術的資料では出典をページ上部に記載しているが、下部に記載するのが一般的だ。
事務局 : ご指摘の通り修正する。
- 委員 : コラム 317 ページの次にある「障がい者に関するマーク」に、車いす使用者とオストメイトのマークがあるが、技術的資料 319 ページのピクトグラムの例と若干違いがある。
会長 : 注釈を記載する必要があるだろう。
委員 : あまり気が付かない部分なので、特に修正対応は必要ないと思う。
事務局 : コラムの「障がい者に関するマーク」に JIS に定められるマークとは異なる場合があ

るという旨を追記したい。

会 長 : そのようにお願いします。

委 員 : 98 ページのコラム「目の不自由な人について」に、盲と弱視の差を表現しているが、「両眼の矯正視力 0.1 以下」の規定は、身体障害者福祉法に定められる弱視の定義とは異なるため、削除した方が良い。

事務局 : 指摘の通り修正する。

委 員 : 317 ページの次のコラム「障がい者に関するマーク」のように、「障害」の“害”字が漢字となっているが、“がい”とひらがなで記載しなくてよいのか。

事務局 : 福岡市では、「害」の字が被害や加害などあまり良い意味として使われていないことに配慮して、平成 17 年から、「がい」をひらがな表記するよう基準を定めている。なお、団体名や用語としている固有名詞については、そのまま「障害」と漢字表記している。317 ページについては、市の基準に沿って「障がい」に修正する。

委 員 : 97 ページの次のコラム「ふくおか・まごころ駐車場」の利用者証のマークについて、独自に作られたマークは、色々と配慮されているとは思いますが、マークとしてふさわしくないと思う。

委 員 : 佐賀県が最初に初めた制度だが、数年前に調べた限り、今では 20 以上の自治体を取り組んでおり、九州は全ての自治体が導入しているようだ。利用者証のマークも含め固有名詞のようになっており、勝手に変更はできないのではないかと。

委 員 : このマークは規格に基づいていないためわかりにくく図記号としてのデザイン性が低いと思う。

委 員 : 明らかに違うマークであれば問題ないのだろうが、似て非なるものというのが気になっている。

事務局 : 県に対しても意見は伝えている。しかし、他県でも使えるマークであるため、変更は難しいと認識している。

会 長 : 意見があったことを議事要旨には残していただきたい。

会 長 : あとがきについては、改訂後の課題として各委員の意見も参考に、記録として残すものである。なお、あとがきについては、委員の意見を踏まえ、事務局と会長でとりまとめたいと考えている。よいだろうか。

各委員 : 異議なし。

会 長 : あとがきについてご意見等ないか。

委 員 : 今回のマニュアル改訂では、細かい意見も取り込んでもらった。しかし、課題として公園の出入口の問題が残っている。マニュアルには車止めとして P 型、C 型のどちらも掲載しないことになったが、実際は、市内の公園に設置されており、公園の中に入

れない人がいる。不法駐輪のバイク等を公園内に入れたくないという意見があるとはいえ、具体的な方策が必要だろう。以前も言ったが、ETCのように、障がい者手帳をかざせばゲートが開くなど新しいシステムを検討する必要があると思う。

: また、地下鉄七隈線では解消されているが、JRの乗継がある箱崎線・空港線などでは、ホームと列車乗降口の高さの違いがあることが課題となるだろう。高さの違いを解消するために事前に連絡しておけば、スロープを設置してもらえるが、予定外の乗降には対応してもらえない。例えば、沖縄のゆいレールのように乗降装置をホームの前後どこかに1箇所設置してもらえると利便性が向上するだろう。

事務局

: ゆいレールなどで設置されている乗降装置について、12月の意見交換会で意見をいただいたので調査した。装置の上げ下げについては、ゆいレールの乗降装置は自動やお客様の操作によるものではなく、駅係員がホームでリモコン操作する必要がある。装置の導入動向については、地下鉄事業者や首都圏の鉄道事業者で4社の導入事例を確認したが、何れも概ね10年以上前で、それらも現在は全て使用されていない。今も使用中のゆいレールと愛媛県の伊予鉄道にも、機器の不具合等の課題があると聞いている。こうした状況から現時点では福岡市営地下鉄において同様の乗降装置を導入するのは難しいと考えている。

: 箱崎線・空港線は最大10cm、最少3cm、車両とホームの段差があり、ハード面での方策は現状ではなかなか見つからないが、駅係員によるサポートについては、これまで同様、予定の乗降駅での対応が可能である。なお、途中下車には対応できない。

委員

: 駐車場について、車いす利用者用駐車施設は増えてきているが、駐車場のゲートを開けるためにチケットを券売機からとれない人が多いと聞いており、課題になるのではないか。

事務局

: ETCは有料道路における精算機能として開発された。平成15年から、有料道路以外での活用検討が行われたが、平成18年に、ETCそのものを公開することは、セキュリティ上難しいということが分かり、ETC「車載器番号」の活用について議論が進んだ。阪神高速が維持管理している駐車場や民間のタイムズパークで実験的に行われているようだ。

: 阪神高速が維持管理する駐車場での取り組みは、事前登録が必要であり、車載器番号を認知するのに技術的なトラブルが多く、また登録者数も増えなかったことから、本年8月31日でサービスを廃止すると聞いている。

現在は、ETCそのものを安価に導入できるよう検討しようという議論に発展しているようだ。

会長

: 岡田委員の意見は本質的に大切なことである。今後、改善に向かうよう、あとがきに記載してほしい。

委員

: 市営地下鉄七隈線の事例は掲載しているが、西鉄バスのノンステップバス導入や博多駅などバリアフリー整備を行っている事例が増えている。七隈線以外の事例を掲載してもよいのではないか。

: 今回の改訂で対応は必要ないかもしれないが、福岡市の地図では、障がい者が利用できるトイレをマップに掲載することを検討している。

: 公園の出入口については、解決に向けて研究が必要だろう。保健福祉局から公園部に申し入れをしてもらいたい。

事務局 : (公園を整備する部署として) 公園の出入り口についてマニュアルから C 型の車止めゲートを削除しただけでは解決になっていないと認識している。現状、P 型、C 型のようにバイクの進入を防ぐことができ、なおかつ車いす使用者が不自由なく出入りできるゲートは現状ないと認識している。電動車いすが JIS に定められたという流れを受け、引き続きハード面以外にもソフト面で解決の方法を検討していく必要があると考えている。

会 長 : 具体的にはどうするか。

事務局 : 障害者差別解消法の策定を受け、現在、保健福祉局が中心となって差別に該当する事例を収集している。障がいのある特定の人だけが公園を使えないということは、福岡市として避けられない議論になると認識している。今後、関係局との協議が始まるため、障害者差別解消法も含めて、あとがきでまとめたいと考えている。

委 員 : 障害者差別解消法も重要だが、取り締まることが道路では可能でも公園では不可能であることに根本的な問題があるように思う。公園でも取り締まりが可能となるように、例えば「ピンクちらし等の根絶に関する条例」のように、違法と考えられる行為を取り締まることができる条例を作ってはどうか。

: 例えば、大橋駅の西口にある広場についても、使い勝手を考えて、道路にした方がよいという意見と公園にした方がよいという意見が出るなど様々議論が行われた。しかし、結局は変更できなかった。公園にした場合、住民にとって使い勝手が向上するが、バイクの不法駐輪を取り締まることができなくなることが理由である。このようなことから、障がい者が出入りできないから差別となるという視点ではなく、違法と考えられる行為を取り締まれないことが問題となっているという視点が基本となるのではないか。

事務局 : 関係部局と議論したい。

会 長 : 多くの意見が出ているが、あとがきについて、再度研究会を開催する必要があるだろうか。

事務局 : これまで、4 回の研究会と 1 回の意見交換会で意見をいただいていたが、今回の改訂に反映できなかったものについては、事務局があとがきとして取りまとめた内容を、各委員から個別に意見をいただいた上で、修正したものを竹下会長に確認していただくという手順を踏みたいと考えている。

会 長 : 事務局からの提案でよろしいか。

各委員 : 異議なし

会 長 : 他にご意見等なければ、今後のスケジュールについて事務局に説明してもらおう。

事務局 : マニュアル改訂については、あとがきついて、正・副会長に確認いただいた上で、11月をめどに製本化する予定である。その後周知を経て、来年4月からの適用とすることを考えている。

会 長 : 今回の研究会は非常にレベルの高いものとなった。様々な議論に濃淡があったかとは思いますが、事務局は最後まで頑張ってまとめてもらいたい。

議事(2) 施設利用者へのヒアリングなどの実施について

事務局 : 続いて議事(2)について報告する。

: [資料3の説明]

会 長 : ご質問はないか。なければ議題に対する協議を終わります。

以上